

社会福祉法人北出福祉会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日
 ～2030 年（令和 12 年）3 月 31 までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、男性の育児休業取得率を 50 パーセント以上とする。

<対策>

- 2025 年 4 月～ 女性休業者・男性休業者問わず、各園における休業者の業務力
 バー体制の検討する
 （代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制ほか）
- 2025 年 4 月～ 休業希望者の申出時点から実施可能な体制を検討し、実施して
 いく

目標 2：全職員の時間外労働平均を月 10 時間未満とする。（法定休日労働はない）

<対策>

- 2025 年 4 月～ 業務量の見直し、業務体制の見直し、DX 化による業務の効率
 化など、取り組みを実施する
- 2025 年 4 月～ 皆で時間外労働を削減する工夫を提案・検討及び実施していく

目標３：３歳から就学の始期に達するまでの子を養育する職員等について、「柔軟な働き方を実現するための措置」が10月法施行にあたり、施行前の段階から、園で採用できる措置及び適用範囲（3歳に達する前の子を養育する職員等も含む。）等を検討し、法施行後も職員等の希望を聴いて、より良いものにするため検討を重ねる。

<対策>

- 2025年4月～ 「柔軟な働き方を実現するための措置」について、実現可能な措置を検討する。
- 2025年10月～ 法施行に伴い、①養育両立支援休暇、②保育施設として園を活用、③始業・終業の時刻の繰上げ・繰り下げについて、利用希望者の希望を聴きながら実施する。
- 2026年3月～毎年度 状況の把握及び措置の実効性の確保を検討する。

目標４：ワークライフバランス実現のため、年間休日数を増やす。

<対策>

- 2025年4月～ 現在の職員の定員、園児の構成等を鑑み、職員の業務効率向上に資する試みや施策を検討し、実施していく。
- 2026年1月～3月 2025年度の検証及び2026年度のカレンダーへの反映。以後毎年度実施する。